

令和5年度

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ

【女性リーダー育成型、調査分析】

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和5年3月

1. 審査体制

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（以下「本事業」という。）の業務委託先において、有識者等によって構成されるダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

2. 審査方法

（1）書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関（以下「申請機関」という。）から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。
- ・委員は、審査に必要な場合、申請機関に対して追加資料の提出を求めることができることとします。

（2）面接審査

- ・面接審査は、必要に応じて、機関がプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に際し、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。

（3）合議審査

- ・審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の機関を決定します。
- ・委員会は、申請書の内容修正等を条件として、選定候補の機関とすることができることとします。

（4）選定機関の決定

- ・文部科学省において、女性リーダー育成型、調査分析それぞれにおける選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。
- ・ただし、多様な機関における取組を促進する観点から、女性リーダー育成型において審査結果が同等の場合、過去に本事業及び本事業と同様の趣旨の事業※¹に選定されたことのない機関からの提案を優先することがあります。また、選定予定機関に分野・地域特性等の偏りが見られると審査委員会において判断された場合にも、多様性を促進する観点から、審査結果が同等の場合、分野・地域等を考慮して提案を選定することがあります。

※ 1. 女性研究者支援モデル育成、女性研究者研究活動支援事業、女性研究者養成システム改革加速、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（以下「女性研究者研究活動支援事業等」という。）

- ・なお、委員会の審査において、申請計画の特定の取組について指摘があった場合には、配分額を減額することがあります。

3. 審査の観点

<女性リーダー育成型>

(1) 目標・行動計画の妥当性、効率性

①目標の妥当性

- ・設定した目標は、学長・副学長等や教授・准教授等の上位職への積極登用等女性の活躍促進にあたって、挑戦的・野心的な数値目標（※）となっているか。
- ・設定した目標は、女性研究者の活躍推進に加え、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けた機関全体の目標となっているか。
- ・設定した目標は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人における当該法人の中期目標や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む。）における当該事業主行動計画、さらには、申請機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略のそれぞれと関連しているものとなっているか。
- ・申請機関が過去に女性研究者研究活動支援事業等に選定されたことのある機関である場合、当該事業を通じて得られた成果を更に発展させる、意欲的かつ具体的な目標になっているか。

（申請機関が過去に女性研究者研究活動支援事業等に選定されたことのある機関については、上記の観点を特に重視することとします。）

※例えば、第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画で政府目標として掲げている以下の目標値を大幅に上回るような、機関としての飛躍的な目標値を設定することなど。

- ・大学における女性研究者の新規採用割合について、2025年までに、理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、医学・歯学・薬学系合わせて 30%、人文科学系 45%、社会科学系 30%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- ・大学教員のうち、教授等（学長、副学長及び教授）に占める女性割合として早期に 20%、2025 年までに 23% の目標値が設定されています。（第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- ・40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増加させるとともに、将来的に、我が国全体の大学本務教員に占める 40 歳未満の教員の割合が 3 割以上となることを目指すと

されています。(第6期科学技術・イノベーション基本計画)

②行動計画の妥当性・効率性

- ・各年度の行動計画は、上記①の目標達成に向けて挑戦的かつ野心的で具体的であり、達成可能な計画が提案されているか。
- ・先進的な他機関との連携や、本補助金のみならず企業や海外ファンディング機関等の外部資金の活用など、支援する補助金に限らない総合的な計画であるか。
- ・各年度の行動計画は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人における当該法人の中期計画に明確に位置付けられたものとなっているか。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む。）における当該事業主行動計画や、申請機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略と関連したものとなっているか。
- ・各年度の行動計画は、当該機関全体の組織的な体制のもとに行うこととされているか。
- ・各年度の行動計画は、女性研究者の活躍推進に加え、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けたものとなっているか。
- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・補助期間（5年間）及び補助事業期間（6年間）の終了後の持続性・継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。
- ・国の基本計画に掲げる目標値（上記（1）①）の達成への寄与が期待できるものとなっているか。

（2）取組内容の妥当性、期待される成果

- ・女性研究者の採用や上位職への登用に向けた、具体的かつ効果的な取り組みが提案されているか。（特に当該機関における課題に対応した取組が提案されているか。）
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上を通じたリーダー育成の効果や、上位職登用の増加への寄与が期待できるか。
- ・取組内容や期待される成果が、単に資金の投下のみにより実現されるものではなく、知見の提供や仕組構築の支援等として他の機関へ移転可能なものかどうか。
- ・上記取組を行うことにより、国の基本計画で設定された目標値（上記（1）①）の達成への寄与が期待できるか。

（3）補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性

- ・補助期間（5年間）及び補助事業期間（6年間）の終了後において、取組の持続性・継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。

<調査分析>

(1) 実施体制の妥当性、効率性

- ・事業の実施体制について、取組に必要な人員・組織体制が整っており、業務管理を適切に遂行できる体制を有しているか。
- ・事業実施に係る人員・組織体制について取組を適切に遂行するために必要な知識技能、ノウハウ、実績を有しているか。
- ・代表機関と共同実施機関において、取組を円滑に行うための必要な連携体制を有しているか。当該連携体制は、両機関が連携して実施する取組内容を効果的に行うために、妥当な体制となっているか。
- ・代表機関と共同実施機関は、機関として、事業を効果的に遂行するための必要な技術力、ノウハウ、実績等を有しているか。

(2) 取組内容の妥当性、効率性

- ・提案内容が、本調査分析等のテーマの趣旨・目的と合致しているか。
- ・スケジュールが明確で、日程、作業手順等が事業を効率的に推進できるものとなっているか。また、目的の遂行に向けて、意欲的かつ具体的であり、達成可能な計画が提案されているか。
- ・我が国の女性研究者の活躍促進に係る課題に関して、代表機関と共同実施機関での状況に加えて他の研究機関での状況や全国的な状況も視野に入れるなど、妥当な現状分析のもとで適切な課題設定がされているか。
- ・取組内容は、当該課題及び女性研究者の総合的な活躍促進に資する具体的な知見を得ることができるよう計画されているか。
- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・補助期間（2年間）内に、実現可能な規模・内容となっているか。

(3) 期待される成果の妥当性、卓越性

- ・提案された課題設定及び取組の目的・内容と整合性のとれた、具体的な成果が想定されているか。
- ・期待される成果について、我が国における国・各研究機関等のレベルでの具体的な活用方策や、我が国の女性研究者の活躍促進及びその環境整備に対してどのように貢献するかが明確となっているか。
- ・期待される成果を得るために工夫を行っているか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問い合わせには、一切応じられません。
- ・選定機関については、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における本事業に係る審査及び評価が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請された機関や取組と利害関係のある委員は、本事業の業務委託先に設置する事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にある者が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員が、申請機関（共同実施機関を含む。）に専任又は兼任の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければなりません。